

姫路市公告第 352号
令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

見守り安心サポート事業業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

見守り安心サポート事業業務委託

(2) 概要

在宅のひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を送れるよう緊急通報機器の貸与及びコールセンター業務を行う。

(3) 入札日時

令和7年（2025年）7月25日（金） 15時30分

(4) 入札場所

姫路市役所 入札室（東館1階）

(5) 担当課

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課 （電話：079-221-2306）

2 入札に参加できる者

次の条件を全て満たす業者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない法人

(2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 姫路市税を課されている者にあつては、市税に滞納がない法人（地方税法（昭和25年法律第226号））
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (6) 他の入札参加申込者の協力会社等として重複参加していない者
- (7) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録された者で、かつ、業種「事務委託」詳細業種「その他」に登録されている者
- (8) 高齢者が使用できる緊急通報機器を貸与し、かつ緊急通報の受信センターに専門的知識を有するオペレーターを24時間体制で配置するサービスを提供している、または令和2年4月1日以降に同サービスの受託実績が確認できる者
- (9) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号のいずれにも該当しない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和7年7月17日（木）（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

高齢者支援課に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参又は電子メールを送付した上で原本を郵送で高齢者支援課まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031154.html>）よりダウンロードすること。

入札参加申込書と併せて、第2項第8号を証明する書類（サービス内容を掲載しているカタログ又は契約書写しなど）を提出すること。

提出された書類（入札参加申込書、第2項第8号を証明する書類）を基に受付後2日（本市の休日を除く。）以内に参加資格の審査を行い、その結果を入札参加者決定通知書により通知する。

また、落札事業者は入札日から契約日までに第2項第4号及び5号を証明する書類（納税証明書）を提出すること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和7年7月22日（火）正午までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、令和7年7月23日（水）に市ホームページに掲載する。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。

ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に説明書を交付するので、そちらを参照すること。

4 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

5 入札保証金について

入札保証金については、免除する。

6 その他

(1) 使用する言語・通貨について

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 業者登録申請の受付について

特定政令第2条第2項に規定する欧州連合等の供給者で当該入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請日までに告示第408号第4項ただし書に定める業者登録申請を行い、入札日の前日までに業者登録名簿に登録

されなければならない。

- (3) 本市は、令和7年度（2025年度）以降において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (4) 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、受注者に損害があるときは、受注者は、その賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、協議の上定めるものとする。
- (5) 入札書に記入する金額については、別紙の「入札説明書」を参考にすること。